

第二項 農林業

192 東桜谷村の経済更生計画書

『昭和八年度選定 農山漁村経済更生計画書』

農山漁村経済更生運動とは、昭和恐慌による深刻な農産物価格の暴落、不作による農村不況を打開するため、昭和七（一九三二）年夏の第六三議会いわゆる救農議会で計画された、農村経済の更生と再建を目的とした政府主導の国民運動である。一町村へは一年間に一〇〇円の補助金が国から支給されるのみで、人々の自助努力に依存する多分に精神的な運動であった。

政府は昭和七年度から五年間、毎年全国で一〇〇〇町村を経済更生町村に指定した。滋賀県では一〇四カ町村が指定を受け、ここに掲げた東桜谷村ひがしざくらたには昭和八年度の選定町村である。それらの計画書を一括して『昭和八年度選定 農山漁村経済更生計画書』として冊子体で滋賀県が刊行した。

この運動は各町村を推進母体の中心とし、産業組合・小学校・町村農会・軍人会・青年団などが支援する形をとった。経済更生委員会が町村を単位として組織され、その委員長には町村長が就任し、統制部・経営部・経済部・社会部の四部を設けた。統制部は村勢基本調査や各種団体との連絡を行っ

た。実際の業務では、経営部（耕地改善、経営法の改善など）、経済部（農民の負債整理、信用・販売・購買などの事業の拡充）、社会部（学校教育、社会教育、生活改善）が細目を決めた。経営部は助役、経済部は産業組合長、社会部は小学校長がそれぞれ部長に就任した。

ここに掲げた東桜谷村の経営部の「耕地改善」は、耕地整理によって自小作地の交換分合を進め、畦畔の整理や共同挿秧（農事実行組合など集落内でグループを作って共同で田植えをすること）の奨励実行、地力の維持改善のための冬期耕耘の推進、深耕犁の利用など、天水に依存する谷地田で、しかも湿田が多い地域の状況を反映したものとなっている。

また、有機質肥料として紫雲英（レンゲソウの漢名。中国原産のマメ科の二年草。水田裏作として栽培され、すき込んで緑肥に、また牛馬の飼料ともなった。根には根粒菌が共生しており、これが土壌を肥沃にする。）等の緑肥栽培、堆肥・厩肥の増産を奨励している。水田が中心の改善計画であるが、昭和恐慌で大きな打撃を受けた養蚕業における荒廃桑園の整理、植樹造林事業の推進、製炭方法の改良、松茸山の管理方法の改善や人工増殖法の研究、山脚地（不生産地）を利用した竹林増殖なども計画に挙げている。

ここではこの耕地改善のうち、耕地整理、地力の維持増進

の二項目についての記述を掲載した。東桜谷村の水田は不定形で狭小なものが多いため、労働効率が極めて悪く、農家の収益率も低い。この状況を解消するには、分散した小作地を交換分合によって集団化し、かつ畦畔を整理（実際には一部の畦畔を除去して一筆あたりの面積を広くすることが考えられた。）することが必要であった。それとともに、既存の老朽化した用水路や溜池の修築も行うとした。これによって、半湿田的な水田を、水が自由に管理でき、稲収穫後は水を抜ける乾田に改善し、旱魃にも強い米作りを目指した。

むしろこの運動は、節約、勤勉など自助努力という名を借りた費用を伴わない個人の経営努力により、疲弊した農村を立て直そうとする背景こそ注目すべきである。というのは、政府自身も、経済恐慌や中国大陸東北地方（満州）への進出などによって財源不足となっており、農村復興に割ける予算は限られていたのである。「現況及び将来の計画」として挙げられている、現況三・五寸という犁耕の深さを、五年後の昭和十三年までに五・五寸とするという計画は、精神主義的な本運動の代表例であろう。

193 北比都佐村の更生製筵組合

日野町歴史的文書

蒲生郡北比都佐村更生製筵組合規約

第一条 本組合ハ北比都佐村大字豊田^①ノ経済更生ヲ図ルタ

メ、製筵（吹）ヲナスヲ以テ目的トス

第二条 本組合ハ北比都佐村更生製筵組合ト称ス

第三条 本組合事務所ハ北比都佐村輯睦会事務所内ニ置ク

第四条 本組合ハ大字豊田ニ於ケル組合員ガ製筵ヲナスヲ

以テ組織ス

第五条 本組合ニ左ノ役員ヲ置ク

組合長 北比都佐村輯睦会長ヲ推薦ス

組合副長 北比都佐村輯睦会副会長ヲ推薦ス

幹事長 大字豊田区长ヲ推薦ス

幹事 大字豊田組頭ヲ推薦ス

検査員 北比都佐村農会技手ヲ囑託ス

事務員 北比都佐村社会主任ヲ囑託ス

第六条 組合長ハ会務ヲ総理シ本組合ヲ代表ス

組合副長ハ組合長ヲ補佐シ、組合長事故アルトキ

ハ之ヲ代理ス

幹事長及幹事ハ製品ノ向上、並ニ販売ノ統制ヲ計ルモノトス

第十条 毎月二十五日定例役員会ヲ開キ、会務ヲ報告ス

第十一条 本組合経費ハ組合員ノ負担金、並ニ補助金、寄附金ヲ以テ、之ヲ支弁スルモノトス

第十二条 本組合同規約ノ改廢ヲ要スルトキハ總會ヲ開キ、出席者ノ三分ノ二以上ノ同意ヲ要スルモノトス

附 則

本組合同規約ハ昭和十一年三月一日ヨリ施行ス

【注】

①豊田 大字中山の東北にある中山の枝郷で、江戸時代は川田村と称して

いたが、明治十一（一八七八）年に分村して豊田村に改称した。②北

比都佐村輯睦会 部落改善運動の組織として、大字豊田で大正二（一九

一三）年十二月に創設された。住民が全員参加の団体である。

【解説】

経済不況で疲弊する大字豊田において、住民の副業によって現金収入の道を開くために、北比都佐村輯睦会が筵編みを組合事業として行うことを決定した。本史料は、その規約の全文である。輯睦会は自ら筵の共同販売や共同作業場での製品検査を行った。耕地を所有しない世帯が多いこの地区で、製筵は重要な副業になっていった。

第七条

本組合役員ノ任期ハ二ケ年トス

第八条

第一条ノ目的ヲ達成スル為、左ノ事業ヲ行フ

一、講習・講演会開催

二、品評会・競技会開催

三、生産品ノ共同販売

但シ個人売ハ絶対ニ許サザルモ、組合長ノ承

認ヲ受クルトキハ、此ノ限りニアラズ

五、必要品ノ共同購入

六、其ノ他必要ナル事項

第九条

製品ノ検査ハ毎月十日、二十五日ノ二回ニ共同作

業場内ニテ行フモノトス